

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知らう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (14)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

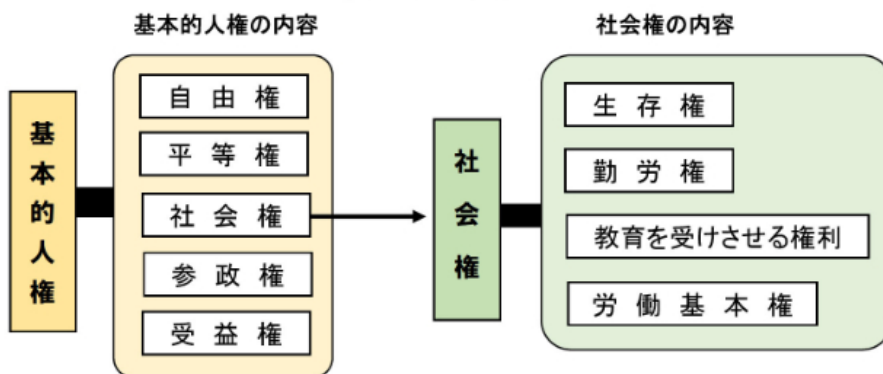
資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

### 日本国憲法を知らう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (14)

#### 基本的人権の体系図



#### 憲法第二十八条 【 労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権 】

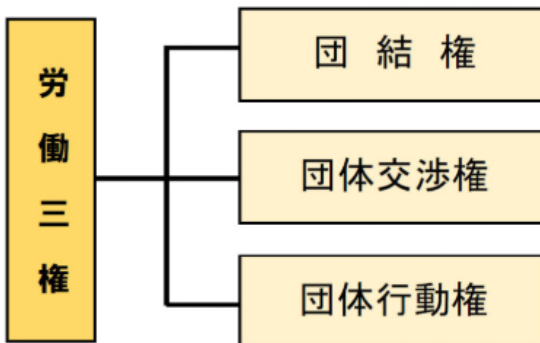
労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

#### 条文説明

第28条は、労働条件をより良くするためには、会社と交渉しなければなりません。経済的弱者の労働者を保護するため、労働基本権を保障し、労働三権を付与しています。使が対等の関係で、交渉し自主的に解決する権利の保障です。

労働三権とは、「団結権・団体交渉権・団体行動権」を言い、社会的基本権の中心ともいえるものです。生存権とは不可分の関係にあり、経済的に弱い立場労働者が使用者と実質的に対等の立場に立つことができる手段として与えられたものです。

- 労働基本権の保障により、
- ①刑事免責・・・正当な争議行為は、刑事裁判の対象とはなりません。
  - ②民事免責・・・正当な争議行為は、不法行為などの損害賠償責任を生じません。
  - ③救済的措置・・・労働組合法により不当労働行為を規定し、労働委員会の救済が得られます。



#### 労働組合法にみる基本理念

自主的な取組み → 団体交渉（労使協議）により労働条件の向上を図る。

労働者は一人では弱い、そこで団結し、その団結力を基盤に対等の関係を形成し、交渉によって自らの条件を高

🔍 キーワード検索はこちら

めていく。そのために、労働組合を結成する、労働組合は労働者が団結した証であり、その運動を通して労働条件の向上を図るのです。

労働組合法はその為の助成を行う法律（労働法）です。したがって、労組法は集団的労使関係の法律と呼ばれます。

### 労働三権と労働組合法との関係

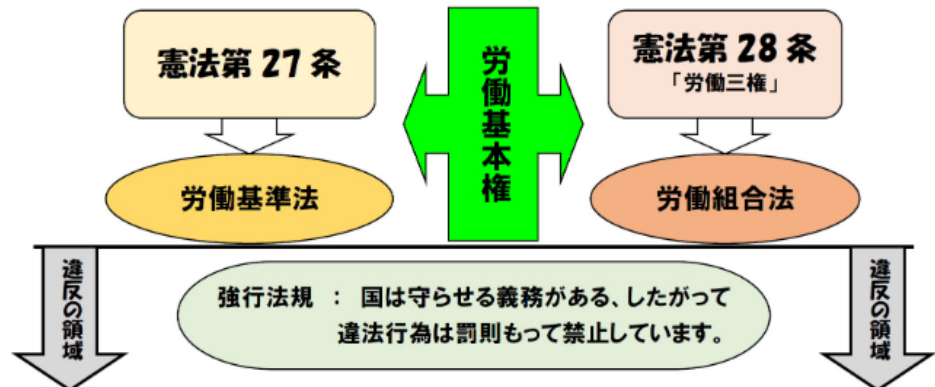
労働組合	目的	労使対等の確立、労働者の生活・地位の向上（第1条）
	条件	①労働者主体の自主的な組織。 ②労働条件の維持改善、経済的地位の向上が主目的 ③使用者の利益代表を含まない。 ④使用者の経済的援助を受けない。
不当労働行為	活動	①労使の団体交渉（第6条） ②労働協約の締結（第5条） ③争議行為＝刑事・民事上の免責（第1条・第8条）
	労働委員会	使用者による労働組合への支配介入の防止（第7条） ①不利益な取扱いの禁止。 ⑤経費の援助禁止。 ②黄犬契約の禁止。 ⑥労働委員会申立や手続 ③団体交渉拒否の禁止。 参加による不利益取扱 ④組合運営に対する介入禁止。 の禁止。
労働委員会		公正な労働関係の確保 ①労働組合の資格審査（第5条・第11条） ②労働争議の斡旋・調停・仲裁（労働関係調整法20条） ③不当労働行為の審査、原状回復命令（第27条）

団結権を担保するために第七条で使用者がしてはならないことを不当労働行為として規定し、本条に違反すれば、罰則をもって対処する強行法規となっています。又、内部統制についても団結を保持、継続していくために「合理的な範囲内においてその組合員に対する統制権を有する」（最高大四年四月）とその存在を認めています。

団体交渉権は、第六条で交渉権限の存在を規定し、第一条では、団体交渉での言動に対する刑事上の免責を規定しています。

団体行動権については、団体交渉を含まない行動を言い、具体的には争議行為と日常の組合活動をする権利を言います。

労組法このようにして労働三権を保護しています。そして、団結の力で「労使対等の立場を確立」し、団体交渉を通して、労働者の地位の向上と労働条件の維持改善を図ることを目的にしているのです（法第一条）。



### 労働三権とは

○ **団結権**とは・・・労働条件などの維持・改善のために、使用者と対等に交渉できる組織（団体：労働組合）を結成したり、それに参加・加入したりする権利。公権力や使用者が労働組合内部の問題に不当に介入することは禁止されています。

○ **団体交渉権**とは・・・労働者団体（労働組合）がその代表者を通じて、労働条件などについて使用者と交渉する権利。使用者は、団体交渉をすることを正当な理由なく拒否することはできません。

○ **団体行動権**とは・・・労働者団体労使間の実質的対等性を確保するため、組織として、ストライキなど争議権を行使する権利。

### 公務員に対する「労働基本権」の制約

公務員は、国民全体の奉仕者であり、仕事の性質上私企業の労働者よりも公共性が高いため、国家公務員法などによって、労働基本権が制限されています。

最高裁判所も、職務の公共性、勤労条件が法定され、身分が保障されていることなどを理由に、公務員の労働基本権を制約しても憲法第28条には違反しないとしています。

なお、「警察職員」「自衛官」などは、労働基本権のすべてを有しません。

### 憲法28条条文の語句説明

○ **勤労者**・・・勤労（労働）によって得た所得で生活する人。給料生活者。労働者。

○ **団結**・・・人々が力を合わせて、強く結びつくこと。第28条では、勤労者（労働者）が自分たち

の利益を主張し、守るために強く結びつき回結すること。つまり、労働組合をつくることを言います。  
○団体交渉・・・労働組合や争議団と使用者またはその団体との間で、労働条件に関して行われる交渉（協議）、回交。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.